

卓越研究員事業について (研究機関向け)

平成29年 1月27日

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

- ## 3. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
 - ②ポストの一覧化公開
 - ③申請者（研究者）の要件
 - ④卓越研究員候補者の選考方法等
 - ⑤当事者間交渉
 - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
 - ⑦取組のフォローアップ

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

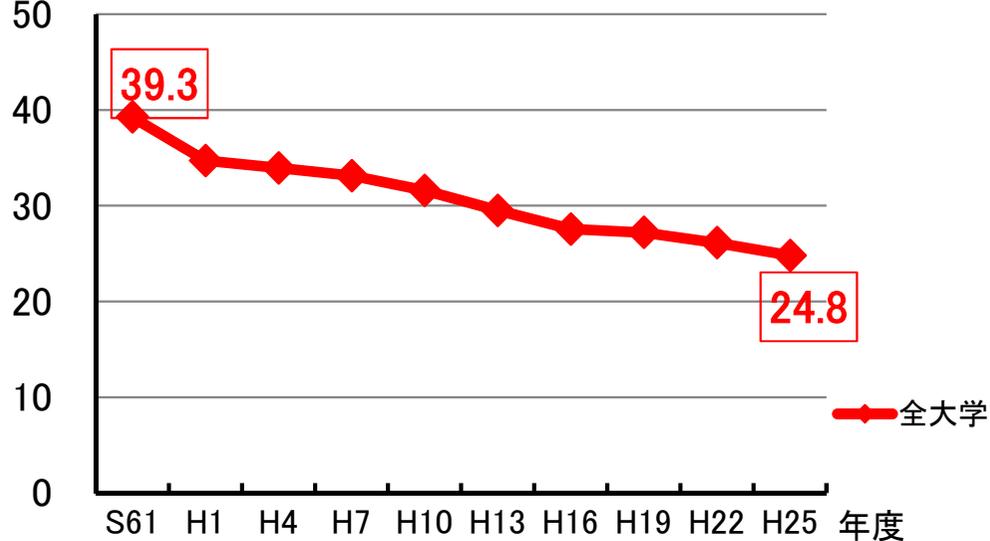
- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

課題①：若手研究者割合の低下（大学本務教員に占める若手教員の割合）

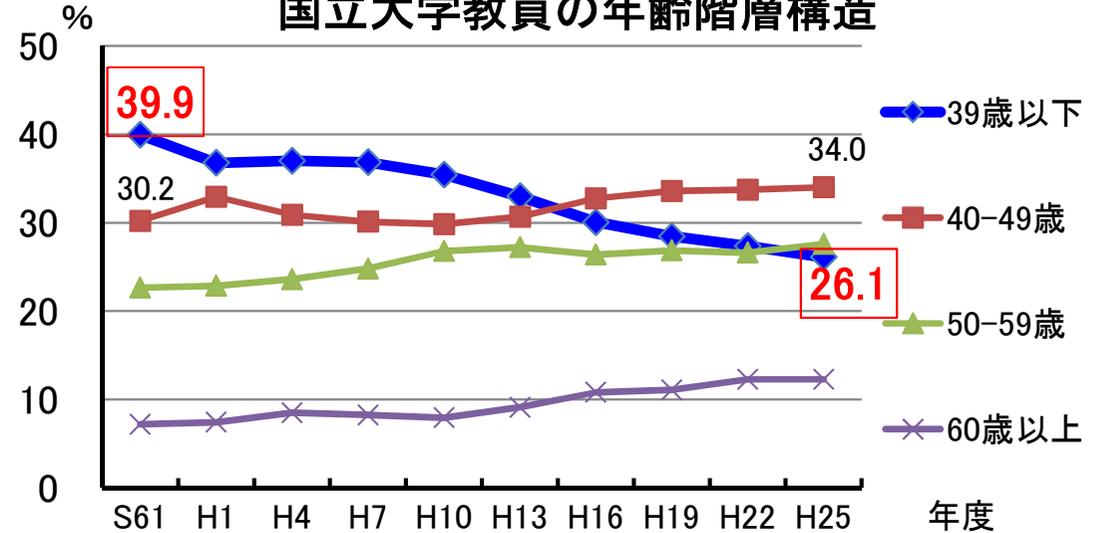
○ 大学本務教員に占める若手教員の割合は低下傾向。

※「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において「第5期基本計画期間中に、40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指す」とされている。

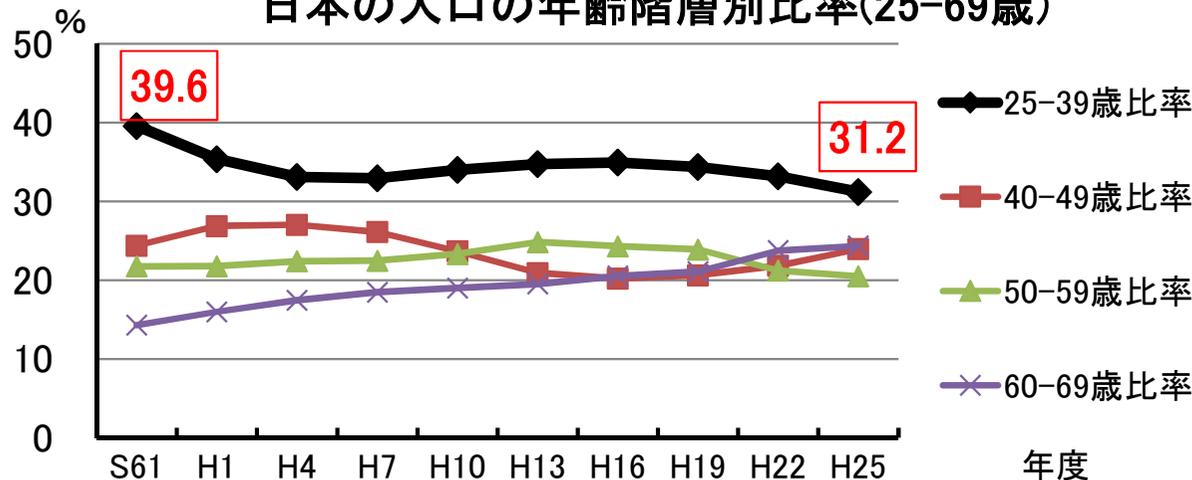
40歳未満本務教員比率(全大学)



国立大学教員の年齢階層構造



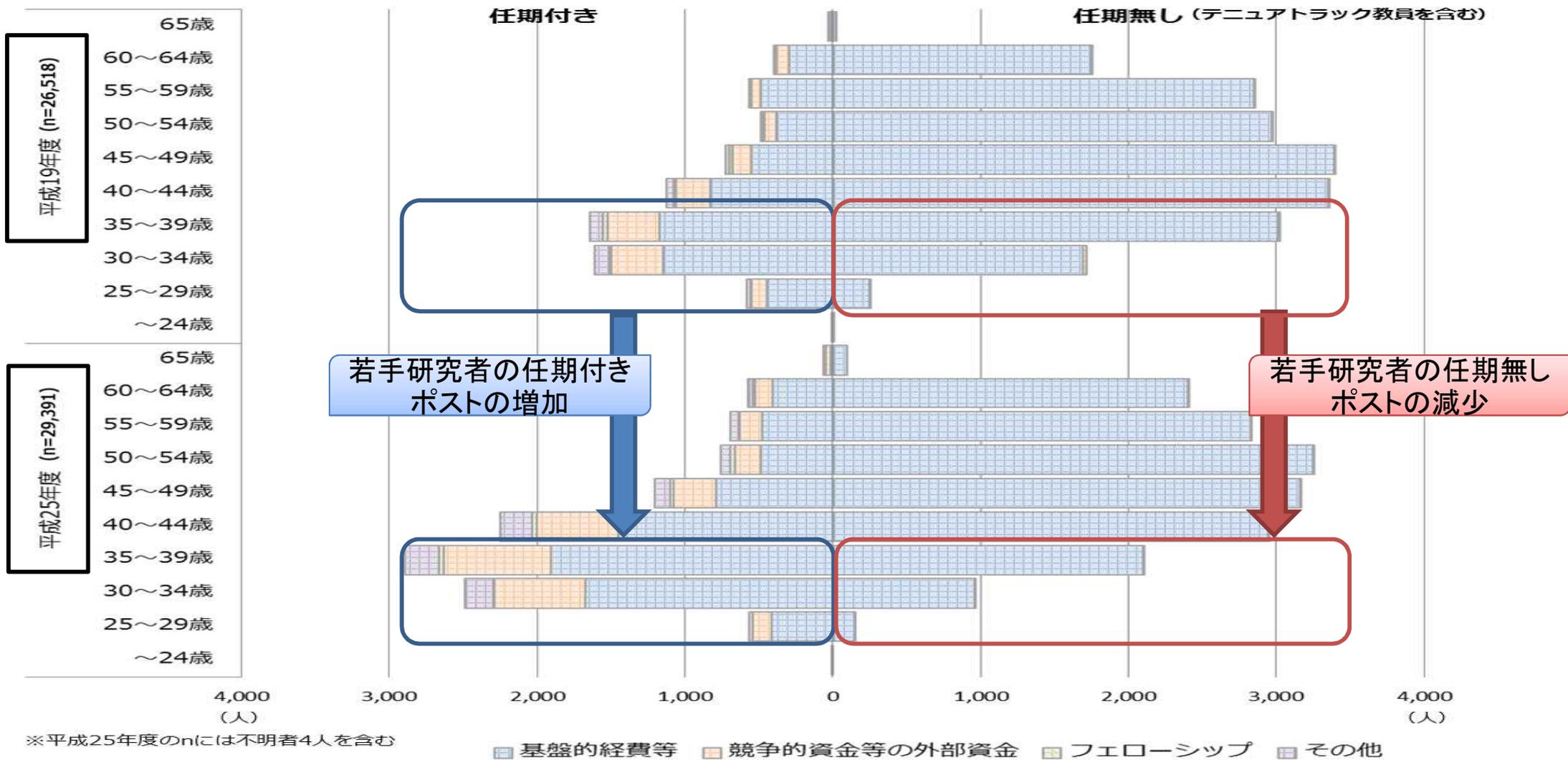
日本の人口の年齢階層別比率(25-69歳)



資料：文部科学省「学校教員統計調査」及び総務省「人口推計」に基づきNISTEP及び文部科学省において集計

課題①：若手研究者割合の低下（研究大学における教員の雇用状況）

○研究大学(RU11)においては、任期なし教員ポストのシニア化、若手教員の任期なしポストの減少・任期付ポストの増加が顕著。



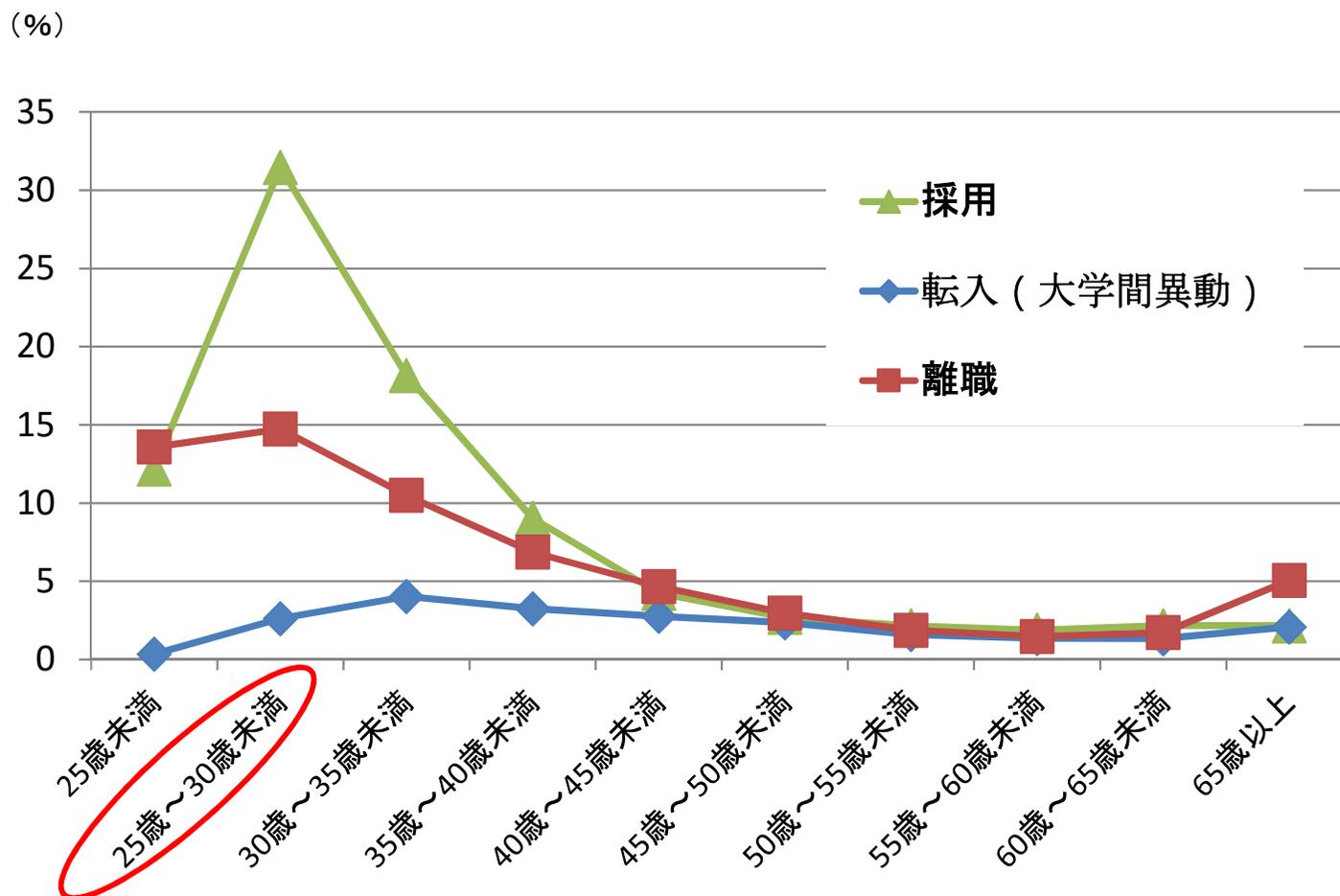
※平成25年度のnには不明者4人を含む

※学術研究懇談会（RU11）を構成する11大学における大学教員の雇用状況に関する状況を調査したもの。

出典：「大学教員の雇用状況に関する調査」（平成27年9月 文部科学省、科学技術・学術政策研究所）

課題②：産学官の研究機関における研究者の状況（大学本務教員の移動状況）

○大学本務教員の離職者（定年・死亡を除く）の割合については、25～30歳未満の約15%をピークに年齢が上がるにつれて減少。若手教員の流動性は高いが、シニア教員の流動性は低い。

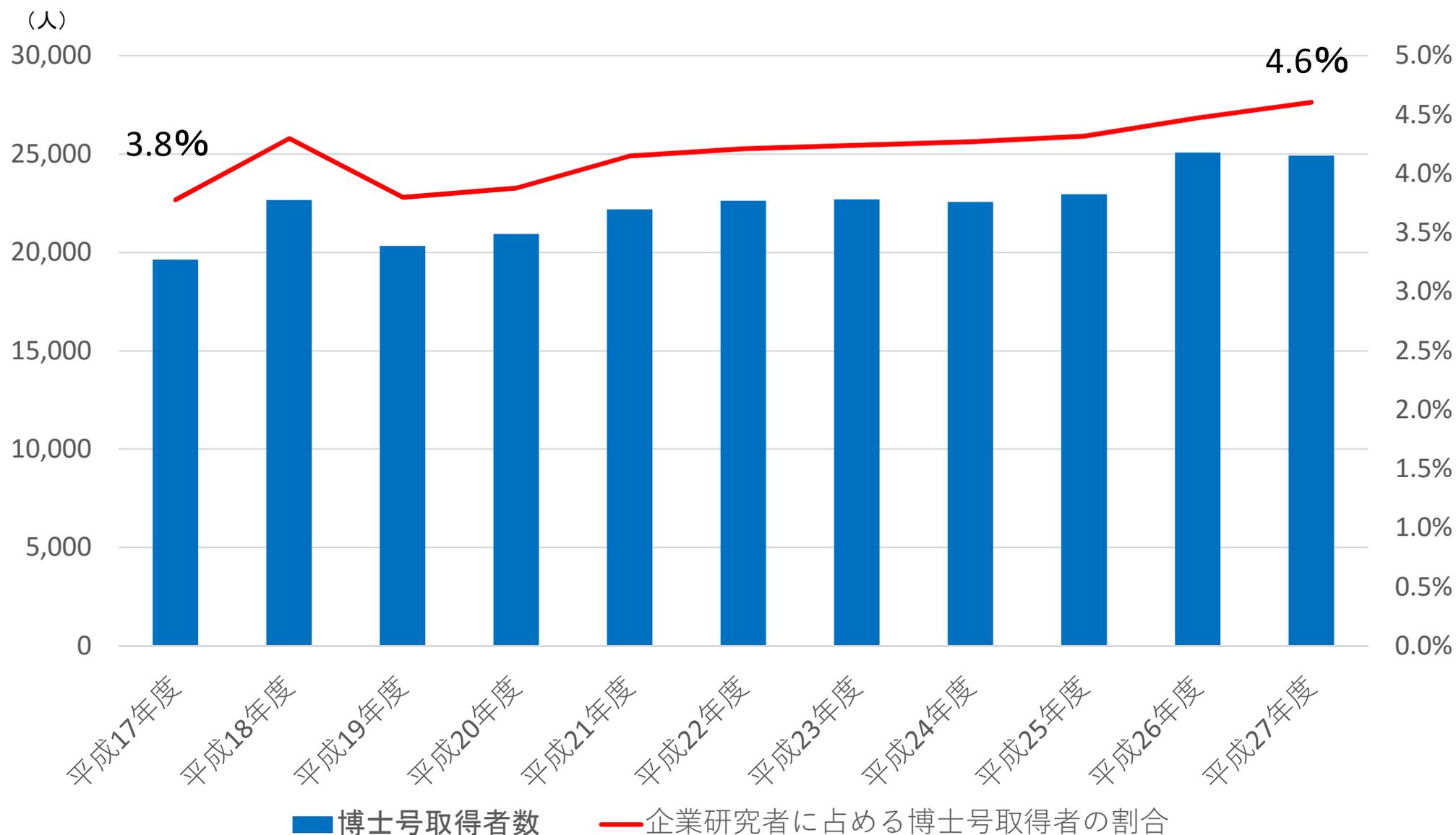


※ 採用については新規採用

※ 離職については定年・死亡を除く

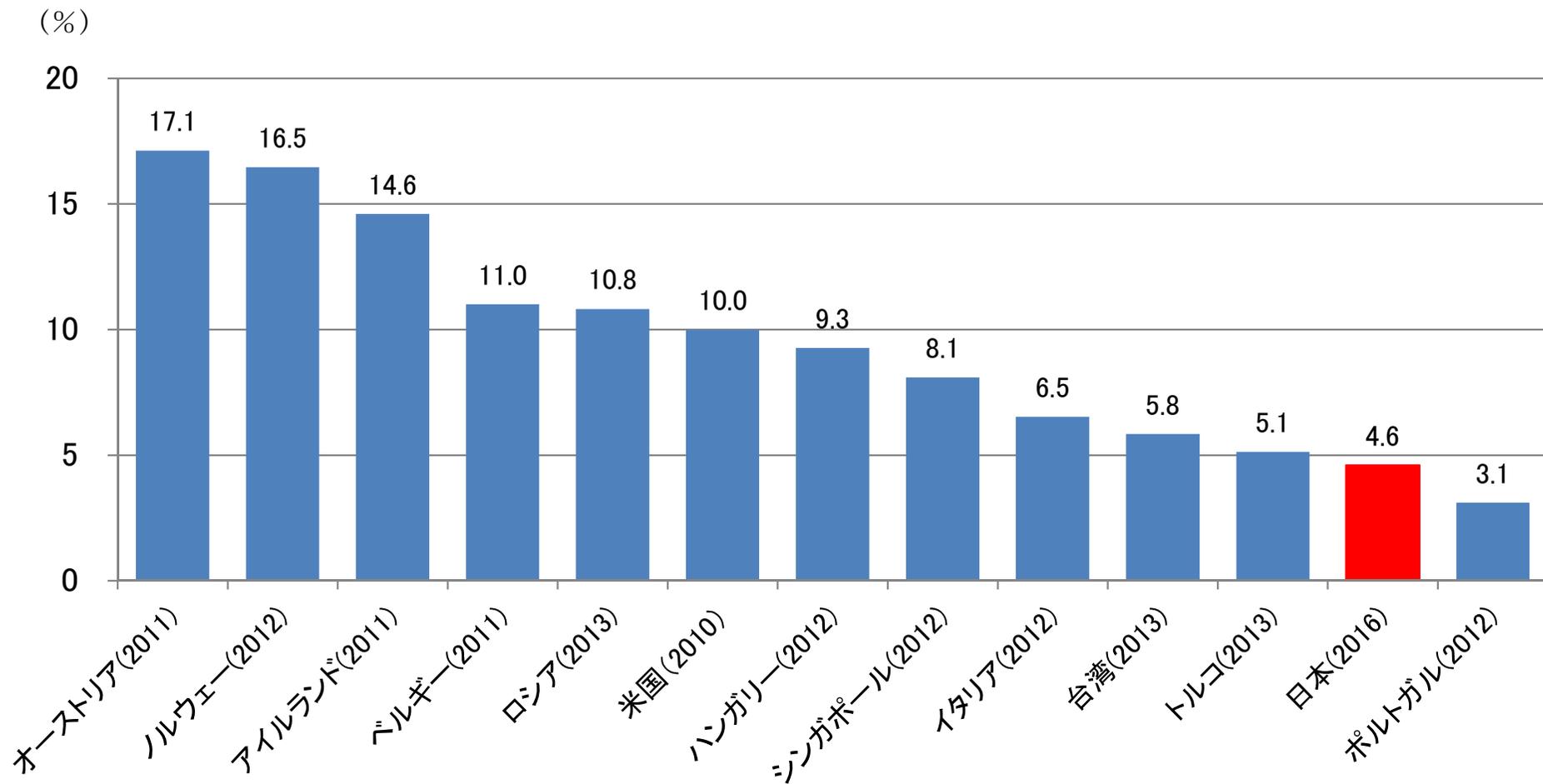
課題②：産学官の研究機関における研究者の状況（我が国企業研究者に占める博士号取得者の割合）

○我が国の企業研究者に占める博士号取得者の割合は、微増傾向にある。



課題②：産学官の研究機関における研究者の状況（企業研究者に占める博士号取得者の割合（各国比較））

○我が国は、企業研究者に占める博士号取得者の割合が各国と比較して低い。



出典：（日本）総務省統計局「平成28年科学技術研究調査」
（米国）”NSF, SESTAT”
（その他の国）”OECD Science, Technology, and R&D Statistics”
以上のデータを基に文部科学省作成

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材輩出（卓越大学院(仮称)・卓越研究員制度による人材育成強化)

卓越研究員

- 卓越研究員制度については、本年2月から公募が開始されたところであり、多数の民間企業からも卓越研究員受け入れの意思が表明されたことは、人材・技術の流動化の観点からも歓迎すべき動きである。
- 本年中の卓越研究員及びその受け入れ機関の決定の実績等を分析しつつ、大学、国立研究開発法人、民間企業等での卓越研究員の受け入れが円滑に進むよう、制度を着実に推進する。
- 特に特定国立研究開発法人や指定国立大学法人では、他機関に先駆けて民間企業等とのクロスアポイントメント制度を活用した卓越研究員の受け入れを積極的に推進する。

政府方針②：第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）

今後起こり得る様々な変化に対して的確に対応するため、**若手人材の育成・活躍促進**と大学の改革・機能強化を中心に、基盤的な力の抜本的強化に向けた取組を進める。

○ 人材力の強化

- 若手研究者のキャリアパスの明確化とキャリアの段階に応じ能力・意欲を発揮できる環境を整備（**若手向け任期なしポストの拡充促進、大学の若手本務教員の1割増**など）

国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、**人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環**し、イノベーションが生み出されるシステムを構築。

○ オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

- 人材の移動の促進、人材・知・資金が結集する「場」の形成、
- こうした取組を通じたセクター間の研究者移動数2割増、大学・国立研究開発法人の企業からの共同研究受入れ額の5割増

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

背景・趣旨

- ▶ 優秀な研究者の新たなキャリアパスを提示することにより、不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を出すような若手研究者の減少を防ぎ、若手を研究職に惹きつける。
- ▶ 産学官の様々な研究機関における研究者の活躍を促進することにより、分野、組織、セクター等の壁を越えた人材の流動性を高め、急速な産業構造の変化への対応を図る。

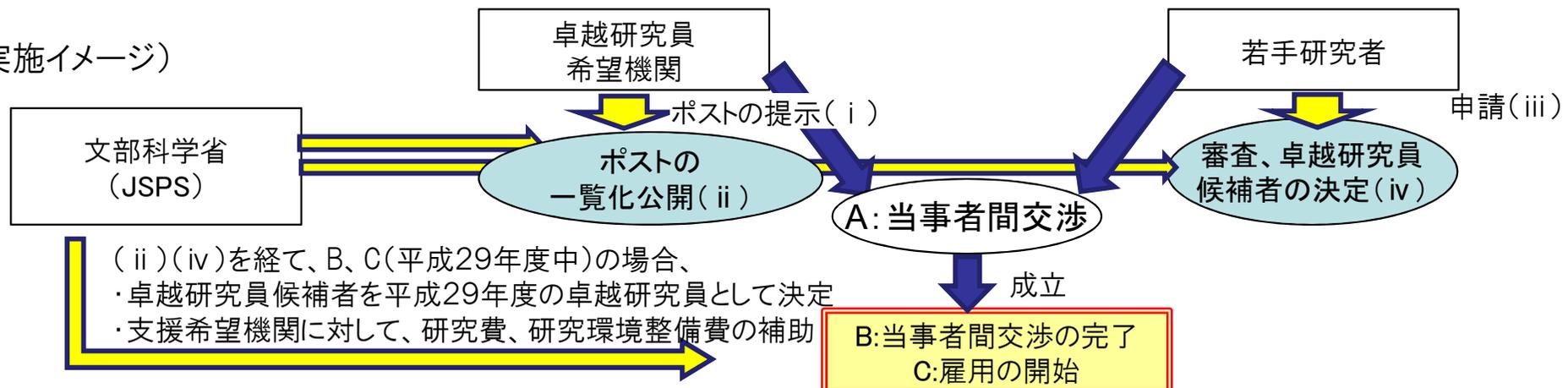
卓越研究員事業の狙い

- ・ 新たな研究領域に挑戦するような若手が安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現
- ・ 全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓

概要

- 研究領域：自然科学、人文・社会科学の全分野
- 人数：100名程度（平成29年度新規分）
※平成28年度は申請者849名に対して83名を卓越研究員に決定（平成28年10月末現在）
- 受入機関：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- 支援内容：研究費：年間6百万円（上限）／人（2年間）
（希望機関）研究環境整備費：年間2～3百万円（上限）／人（5年間）
※人文・社会科学系は、それぞれ3分の2程度の額を支援予定

（実施イメージ）



卓越研究員事業の実施プロセス（平成29年度公募）

研究機関

平成29年1月23日～2月20日

研究機関がポスト
を提示

※当事者間交渉（事前連絡を含む）、は、各研究機関と、申請した（予定を含む）若手研究者又は卓越研究員候補者が自由に交渉。いずれの場合にも、各機関は、公正で透明性の高いプロセスを経て選考。

7月初旬（予定）

機関に候補者リスト等
連絡

当事者間交渉

文部科学省 日本学術振興会（JSPS）

3月初旬（予定）

ポストの
一覧化公開

当事者間交渉（事前連絡）（※）

5月～6月（予定）

審査、
候補者決定

7月上旬～9月（予定）

当事者間交渉（※）

卓越研究員決定、研究費・
研究環境整備費の支援
（交渉が完了した支援希望機関に対して）

若手研究者 （申請者/申請予定者）

3月21日～4月25日（予定）

若手研究者が
「卓越研究員」に申請

7月初旬（予定）

申請者に採否の通知

当事者間交渉

※前年度からの変更事項

・公募開始を早めたことに伴い、約1か月間、申請期限が早まっています。

(参考) 今後の運営改善に向けた主な検討事項 (案)

科学技術・学術審議会人材委員会 (第76回:平成28年11月24日) 配付資料

○ **本事業においては、産学官の多様な研究機関における優れた若手研究者の活躍を目指しているが、民間企業を志向する申請者 (ポスドク等の若手研究者) が少ない状況。**

- ⇒ アカデミア志向の強いポスドク等の若手研究者の意識改革に資するよう、申請者が多様なポストを調査・検討する期間や機会の確保、機関側がポストの魅力を一層アピールできるような申請様式や一覧化公開内容の改善、クロスアポイント制の活用促進などが必要ではないか。
- ⇒ 申請者の大半が30代後半と比較的年齢層が高く、民間企業側の求める人材の年齢層との隔たりがあることを踏まえ、申請要件の「博士号取得後の研究経験」の位置づけ変更等が必要ではないか。

○ **機関の提示ポストと申請者の分野に偏りがあり、分野ごとに乖離が生じている状況。**

- ⇒ 新たな機関の参画を含め、多様な分野からのポスト提示に向けた周知方法の改善が必要ではないか。

○ **平成28年度は卓越研究員予定人数を150名程度としていたところ、卓越研究員候補者(176名)のうち、現時点(H28.10末現在)において、卓越研究員に決定された者は83名という状況。**

- ⇒ 一定の質を確保しつつ、予定人数に比して、卓越研究員候補者を増加させることが必要ではないか。
- ⇒ 申請者は「現在の研究継続を重視」、機関は「特定の専門領域を重視」等の意識の実態を踏まえ、本事業の趣旨 (新たな研究領域に挑戦する若手の活躍) の徹底等が必要ではないか。
- ⇒ 例外的に利用可能とした「推薦の仕組み」について、必要性を含め、位置づけ改善等が必要ではないか。

○ **卓越研究員候補者の選考に際し、面接審査を必須としているが、申請者の負担になっており、また、審査の観点「産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性」の適切な評価に工夫が必要な状況。**

- ⇒ 申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、一定の質を確保しつつ、面接審査の必要性を含め、審査の観点や判断基準の明確化など、審査の精度向上に資する審査方法の改善が必要ではないか。

（1）研究機関と申請者の調整に関する運用の変更

- ・趣旨の明確化のため、「雇用調整」を「当事者間交渉」と文言を修正。
- ・推薦の仕組みについては、概ね仕組みを継続する一方、運用を変更。
 - ①文部科学省への推薦者の提出等を省略し、一覧化公開ポストの提示機関と申請（予定）者が事前連絡を行うことを可能とする仕組みとする。
 - ②卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要とするポストについて、事前連絡を必要としないポストへ変更することを可能にする。
- ・より自由な当事者間交渉を可能にするため、申請時の申請者（研究者）からの「希望研究機関登録」を不要化。

（2）研究機関のポスト提示に関する様式の変更

- ・ポストごとの魅力、実情を記載しやすくするため、様式を変更。

（3）研究者の申請要件の変更

- ・博士号取得後の研究機関での研究経験について、直近5年間の研究実績（博士号取得者は博士論文を含むめてもよい）に変更。
- ・出産・育児により研究を中断した研究者に対する年齢要件の配慮。

（4）研究者の審査方法の変更

- ・申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、面接審査を省略。

（5）卓越研究員候補者の有効期限の変更

- ・平成29年度の卓越研究員候補者が、平成30年度の卓越研究員事業に参加することを希望する場合、再度平成30年度に本事業へ申請し、新たに候補者となることが必要。

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

- ①研究機関からのポスト提示
- ②ポストの一覧化公開
- ③申請者（研究者）の要件
- ④卓越研究員候補者の選考方法等
- ⑤当事者間交渉
- ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
- ⑦取組のフォローアップ

- 各研究機関において、公募要領に示す要件に合致する提示ポストを決定していただき、申請書類（様式1及び様式2）を**平成29年2月20日（月）17:00までに、電子申請システムに入力**して提出してください。
- 文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認
- 当該ポストで推進できる研究内容やキャリアパス、処遇など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

※科学技術・学術審議会人材委員会（第76回）配付資料に記載のとおり、卓越研究員予定人数150名に対し、卓越研究員として決定された者が83名という状況について、機関が「特定の専門領域を重視」している実態があるとの指摘もあり、その点もご留意いただきたい。

※前年度からの変更事項

- ・日本学術振興会（JSPS）が設置・運営する電子申請システムを通じて申請してください。（https://www.jsps.go.jp/j-le/koubo_kenkyu_kikan.html）
- ・ポストごとの魅力、実情を記載しやすくするため、様式に「副分野/キーワード」、「選考プロセス、スケジュール概要」、「その他機関としてのアピールポイント等」などの項目を追加しています。

研究機関の要件

- ・大学
- ・高等専門学校
- ・大学共同利用機関
- ・国立研究開発法人
- ・公設試験研究機関
- ・日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）

※補助金による支援を希望する機関においては、研究不正への防止・対応体制が構築されていることが必要。

※前年度からの変更事項

- ・特にありません。

研究分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

雇用形態

提示対象となるポストは、各研究機関の長（学長等）のリーダーシップの下、以下の形態で原則年俸制を適用した上で、雇用するものであること

- **テニュアトラック制**又は**これと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システム**での雇用。なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用も可。
- **任期の定めの無い雇用**。

※企業においては、その業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

・特にありません。

(Q) 申請の時点では、テニユアトラック制の規程が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

(A) 申請時点では、必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても、問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、規程の整備が完了している必要があります。

(Q) テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的にはどのような態様であればよいのか。

(A) ①機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定の期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要です。そのため、例えば、以下のような雇用形態は要件に合致しないものと考えています。

- ✓ 期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ✓ 雇用契約の任期が短く（1年間など）かつ再任回数が限定されている場合
- ✓ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合

具体的には、本事業の趣旨を踏まえ、個別の研究機関の実態に即して個別に判断します。任期や再任回数に制限があることがやむを得ない場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合があります。

研究環境

- ① **卓越研究員が、研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築すること。**

例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等

- ② **研究活動に関するエフォートが50%以上であること。**
(50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて70%や80%などに設定することも可)

※卓越研究員は、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されており、各研究機関において、クロスアポイントメント制度等を積極的に活用していくことが望まれます。

※企業においては、業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

- ・特にありませんが、クロスアポイントメント制度等（特に大学と企業など異なる機関種間）の積極的な活用が望まれます。

(Q) 「b(提示対象となるポストの研究分野等)、c(研究環境)の要件については、企業における業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします。」とあるが、具体的には、どのような職位・職責等を設定することが可能なのか。

(A) 独立した研究室を設けることや個人研究であることを必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

- 本事業においては、若手研究者が全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されるため、クロスアポイントメント制度等を活用したポスト提示を推奨します。

(参考)

- クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点（平成26年12月26日
経済産業省産業技術環境局、文部科学省高等教育局）
- 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日
イノベーション促進産学官対話会議事務局）
2. （4－1）クロスアポイントメント制度の促進

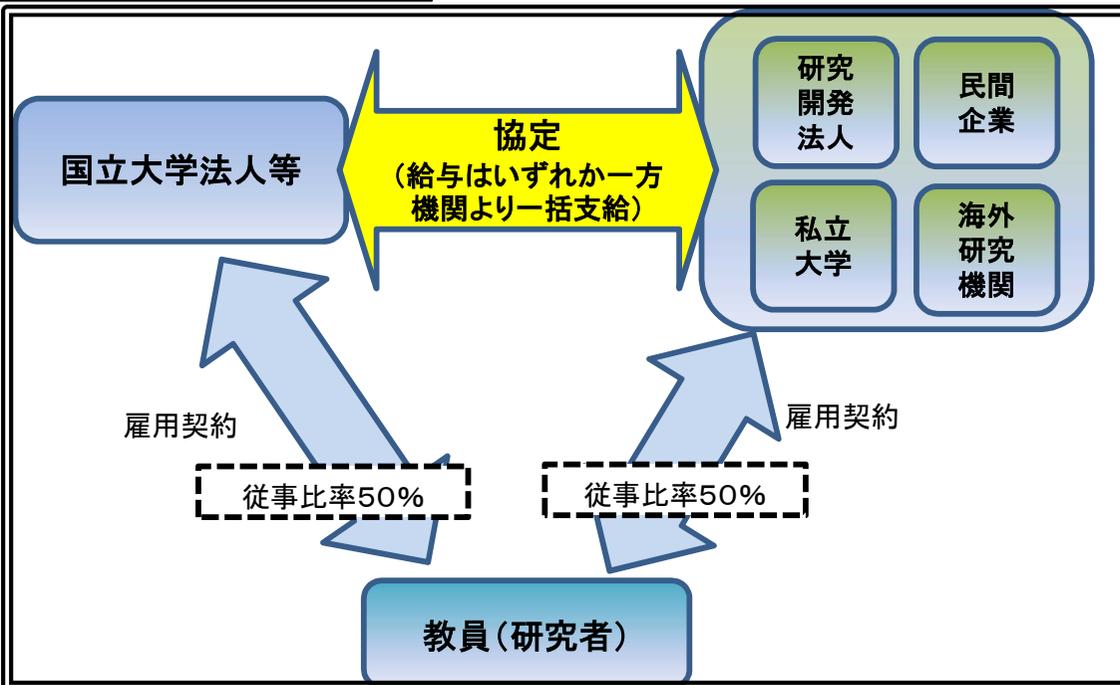
(参考)クロスアポイントメント制度等を活用したポスト提示の推奨 (国立大学法人等の場合)

基本的考え方

- クロスアポイントメント制度とは、機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率(エフォート)で業務を行うもの。
- 本取組により、多様な教育研究人材の確保が可能となり、国立大学における教育研究の活性化や科学技術イノベーションの促進にも資することが期待される。

導入イメージ(例)

※ 従事比率は一例。



期待される効果

研究

- 即戦力となる優秀な研究人材の確保
- 国立大学の技術シーズの事業化
- 企業の研究者が、国立大学の研究インフラを活用し共同研究を推進することにより、技術の実用化に向けた実証や性能評価の一層の推進

教育

- 企業における最先端研究の知見を学部・大学院教育へ展開し、専門性の高い人材の育成
- 教員と企業の研究者が協同して、実践的な技術者教育プログラムを開発

「在籍型出向」の形態により一方機関から一括で給与を支給することにより、研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、対応可能

①研究機関からのポスト提示（平成28年度における「推薦」の仕組みの変更）

※前年度からの変更事項

- ・卓越研究員候補者の決定前に、一覧化公開されたポストを提示した機関と申請した研究者（申請予定者を含む）が個別に交渉する仕組みについては、昨年度の推薦の仕組みを概ね踏襲したものです。
- ・一方、機関と研究者が自由に交渉できるようにするため、以下の点について運用を変更します。
 - ✓趣旨の明確化のため、「（当事者間交渉のうち）事前連絡」と名称変更します。※機関からのポスト提示に際して、ポストごとに事前連絡の要否の明示が必要です。
 - ✓事前連絡に係る交渉の結果、内定した者の文部科学省への報告は不要とします。
 - ✓卓越研究員候補者の決定前であれば、随時、事前連絡を必要とするポストから必要としないポストに変更することを可能とします。

※詳細については、「⑤当事者間交渉（事前連絡）」において後述します。

- 各研究機関より提出していただいた申請書類（様式2）の記載内容については、平成29年3月初旬を目途として、文部科学省及び日本学術振興会（JSPS）のホームページを通じて、要件を満たすポストを一覧化し、公開します。
- 文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認します。なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もありますので、ご協力願います。
- 各ポストに関する詳細な情報については、原則として、日本語と英語の双方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営するJREC-IN Portal（<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>）に登録するか、各研究機関のHP等（もしくは両方）において公開してください。

※前年度からの変更事項

・特にありません。

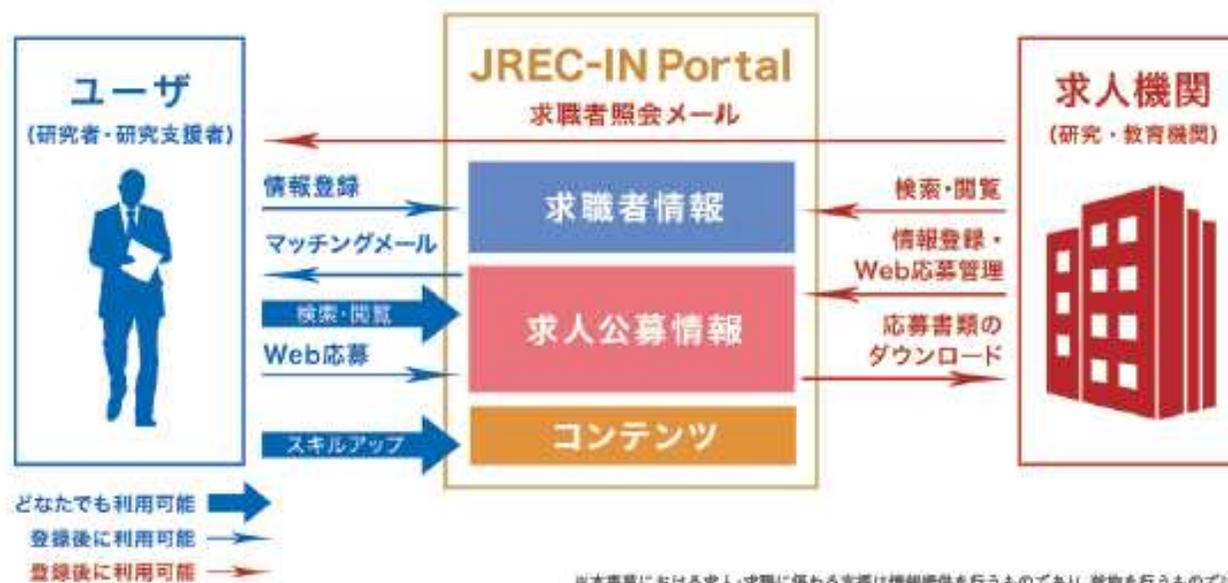
□ JREC-IN Portalへの登録については、公募要領に添付の(参考2)に従い、文部科学省への申請に先立って、情報を登録してください。



登録求人機関向けの充実サポート機能

- 求人公募情報の登録・掲載
- Web応募管理
- 求職者情報(匿名)の検索・閲覧
- 求職者照会メールの送付等

求職者と求人機関の情報マッチングを支援



平成28年2月～5月で
約21万回アクセス(※)

※平成28年度公募の卓越研究員事業においては、約6割の研究機関がJREC-INを活用。
※平成28年度公募の卓越研究員事業における面接対象者へのアンケート結果によると、その約3割がJREC-INを活用と回答 (N=229、複数回答可)

(参考) 一覧化公開ポストの状況 (平成28年度)

一覧化公開ポスト数：317件

	総合 (※)	人文学	社会科学	数物系 科学	化学	工学	生物学	農学	医歯薬 学	計	(件数)
大学 (63機関)	44	6	12	20	19	29	9	22	29	190	
大学共同利用 機関 (2機関)	1	1	0	2	0	0	0	0	0	4	
国立研究開発 法人 (3機関)	11	0	0	2	3	10	0	0	0	26	
企業 (23機関)	28	0	5	4	9	38	3	2	7	96	
一般財団法人 (1機関)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
計 (92機関)	84	7	17	28	31	77	12	24	37	317	

※「総合」とは、8つの分野（「人文学」から「医歯薬学」まで）のうち、複数の分野に関連するもの（情報学フロンティア、環境創成学、健康・スポーツ科学など）。なお、上表では、分野を「指定しない」ポスト（1件）についても、「総合」に含めて集計している。

産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、申請者（研究者）は、**以下の要件を全て満たしていることが必要**。

a. 学位取得等：次の①から③の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）
- ② **平成30年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮します。
- ③ 直近の5年間（2012年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること

b. 国籍は問わない

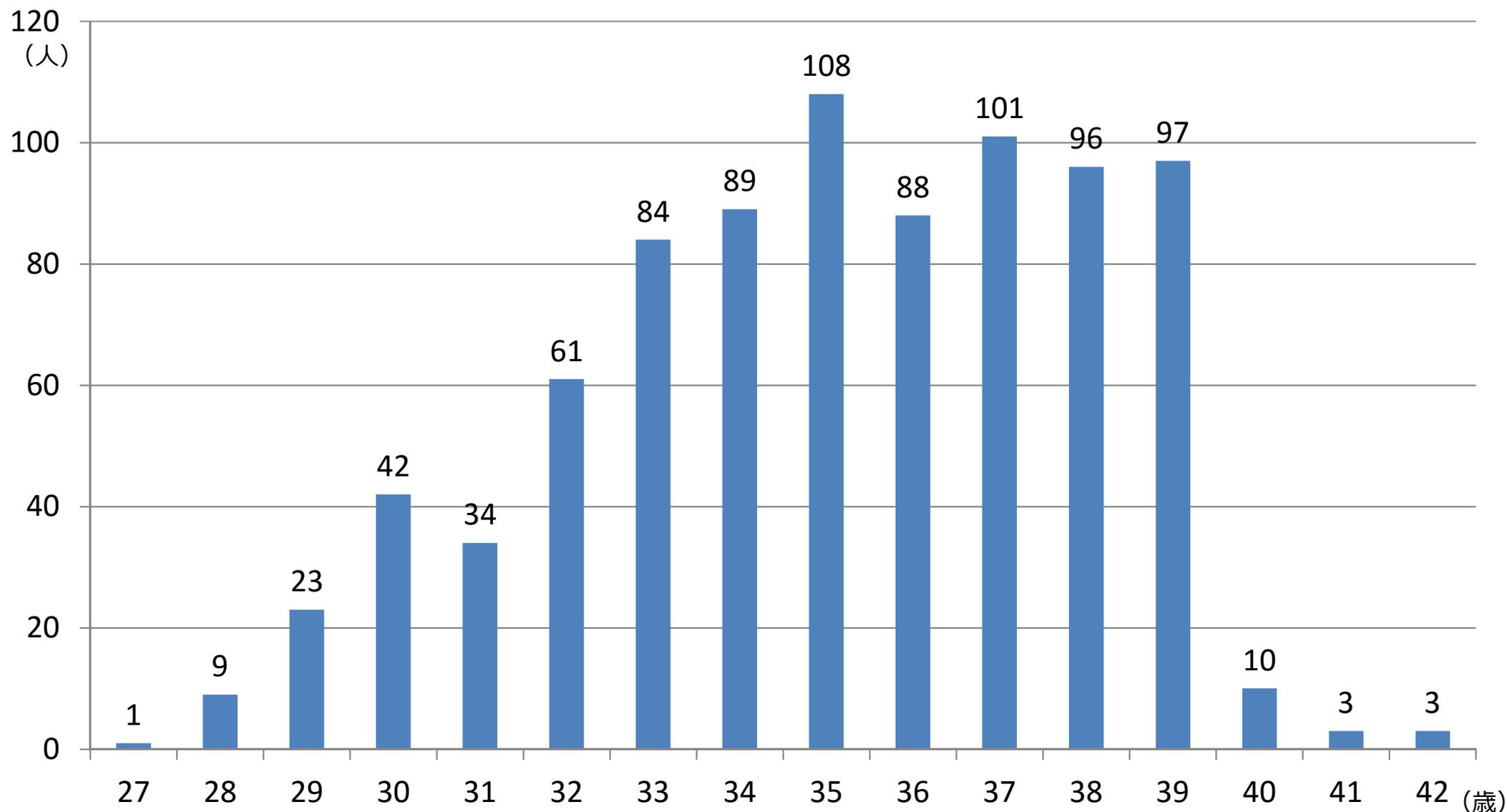
※前年度からの変更事項

- ・ 出産・育児による研究中断の場合の要件についての配慮を追加しました。
- ・ 博士号取得後の研究機関における研究経験の要件を緩和し、博士号取得直後の者も申請を可能としました。

（なお、卓越研究員候補者の有効期限については、平成28年度公募は2年間としていましたが、平成29年度公募は平成29年度中の1年間とします。）

(参考) 卓越研究員事業への申請状況 (年齢別) (平成28年度)

申請者数：849名



※申請年齢の要件は、平成29年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。

・その他の実施状況については、科学技術・学術審議会人材委員会（第76回：平成28年11月24日）配付資料1(4)を参照

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。

卓越研究員候補者選考委員会

申請者要件の
適合性確認

昨年度
申請849名

書面審査

文部科学省

卓越研究員
候補者の決定※

昨年度
候補者176名

※一覧化公開ポストを提示した研究機関には、平成29年7月初旬を目途に候補者リスト等を送付(予定)

書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
(海外での研究経験歴も考慮する。)
(上記②に関連して、申請者は「現在の研究継続」を重視しているとの実態もあり、本事業の趣旨の更なる徹底が必要)
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

※卓越研究員候補者の多様性(分野、性別等)を考慮

※前年度からの変更事項

- ・面接審査については、申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、廃止します。

- 各研究機関と申請者との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を行っていただきます。これは、**当事者間で直接又はJREC-IN Portal等を介して連絡**を取り合うことを想定しています。
- 各研究機関からのポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要を記載していただきますが、**選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮**してください。なお、ポスト一覧化公開後、選考プロセス等を更新していただくことも可能ですが、申請（予定）者の不利益とならないよう、ご留意願います。
- 当事者間交渉にあたって、文部科学省又はJSPSより、卓越研究員候補者の決定後、**候補者一覧について、ポストを提示した全ての機関への配付を予定**していますが、文部科学省及びJSPSより、**特定候補者の特定機関への紹介・斡旋等の行為は一切行いません**。
- 詳細については、事前連絡に関することを含め、一覧化公開したポストを提示した機関や申請者に対して、文部科学省又JSPSより追って連絡することを予定しています。

- 当事者間交渉について、ポストの一覧化公開後であれば、卓越研究員候補者の決定前であっても、申請（予定）の研究者と一覧化公開されたポストを提示した機関は、個別に連絡を取り合うこと（＝事前連絡）が可能です。ただし、研究者の申請期限終了（平成29年4月25日）までは、内定等を行わないようにしてください。
- 研究機関はポストを提示する段階で、ポストごとに事前連絡の要否等を明記する必要があります。
- 卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要とするポストから、事前連絡を不要とするポストに変更することも可能です。
※ただし、事前連絡を不要とするポストから必要とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため、不可とします。

⑤ 当事者間交渉（事前連絡を含む）

文部科学省による
ポストの一覧化公開
(3月初旬)

文部科学省による
卓越研究員候補者の決定
(7月初旬)

時期	1月23日～ 2月20日	3月21日～ 4月25日	5月～6月	7月上旬～		
状況	研究機関による ポスト提示	研究者による 申請	JSPSによる 審査	研究機関及び候補者による 当事者間交渉	文部科学省による 卓越研究員の決定・補助金の交付	
事前連絡を必要としない場合	★ 事前連絡不要ポストとして提示			← 候補者と当事者間交渉 → 成立	→ 届出 → 卓越研究員の決定	
事前連絡を必要とする場合	★ 事前連絡必要ポストとして提示	★ 一覧化公開後事前連絡可能	★ 候補者決定前に研究者と当事者間交渉 ★ 内定は申請期限後		→ 届出 → 卓越研究員の決定	
ケース1	★	★ ← 事前連絡 →	★ 内定	★ 候補者の場合) 成立 (★) (候補者にならなかった場合) 独自採用等	→ 届出 → 卓越研究員の決定	
ケース2	★	★ ← 事前連絡 →	★ 内定に至らず	★ 事前連絡不要ポ ストに変更可能	★ 候補者と当事者間交渉 → 成立	→ 届出 → 卓越研究員の決定
ケース3	★	★ ← 事前連絡で希望者を絞り込み →		★ 絞り込んだ候補者と 当事者間交渉 → 成立	→ 届出 → 卓越研究員の決定	
<参考> 平成28年度公募 推薦の仕組み	★	★ ← 推薦希望受付開始 →	★ 推薦者決定 文科省に報告	★ 候補者の場合) 成立 (★) (候補者にならなかった場合) 独自採用等	→ 届出 → 卓越研究員の決定	

(Q) 「当事者間交渉における選考プロセスが、公正で透明性の高いものとなるよう、配慮して下さい。」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

(A) **申請者にとって**、公正で透明なプロセスである必要があります。

例えば、選考に当たっては、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、**機関本部も当該選考の判断に加わる必要があります**と考えています。

また、事前連絡の要否を明示し、本事業へ申請した後、ポストの一覧化公開がなされた時点において、**既に採用者が決定しているポスト等については、公平性を満たしていない**と考えています。

卓越研究員としての決定

卓越研究員候補者について、一覧化公開されたポストを提示した研究機関との当事者間交渉を経て、**平成29年9月末までに当事者間交渉が完了し、平成29年度中に雇用が開始される場合、平成29年度の卓越研究員（100名程度（予定））として、文部科学省が決定**します。

※平成28年度実績：**83名を卓越研究員として決定（平成28年10月末現在）**

補助金による支援（支援を希望する機関のみ）

- ① 卓越研究員の研究費（2年間）
一人当たり各年度600万円（人文学・社会科学系は400万円）を上限
- ② 研究環境整備費（5年間）
各研究機関に在籍する卓越研究員の数に支援単価（※）を乗じた額を上限

（※.1～2年度目は300万円（人文学・社会科学系は200万円）、3～5年度目は200万円）

（Q）研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

（A）研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費です。

研究環境整備費については、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターの登用、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催のための経費等、卓越研究員本人や、卓越研究員を含めた複数の若手研究者の研究を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領の別表-2（P.27）の範囲に限られます。

(Q) 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで補助金（研究費）を使用することができるのか。

(A) 研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断することになります。

例えば、卓越研究員が研究チームのリーダー、研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合、当該研究チームにおける研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することができます。

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することはできません。

支援機関の事業評価

- 研究費等に係る補助金の支援を受ける研究機関においては、卓越研究員を雇用した初年度を起算とし、3年度目及び5年度目（それ以降は、卓越研究員が在籍する限り、3年度目ごと）に、事業の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省が指定する機関を通じて、文部科学省に提出してください。
- 成果報告書に基づき、当該報告書の提出された翌年度に事業評価を実施します。

卓越研究員のフォローアップ等

- **卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関**を文部科学省のHP等を通じて、公表します。
- 我が国の科学技術イノベーション人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、**研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査**を行いますので、ご協力願います。また、**本事業に申請した研究機関、研究者にも、アンケート調査**を行う予定ですので、ご協力願います。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を文部科学省等のHP等を通じて、公表します。